

議案第 19 号

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大田原市附属機関設置条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表市長の部大田原市市の鳥選考委員会の項、大田原市緑化顕彰審査会の項及び大田原市立地適正化計画策定委員会の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。